

川口市防犯カメラ修繕費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地域の防犯活動の推進を図り、安全で安心して暮らせる犯罪のない地域社会の実現を図ることを目的として、市が交付する川口市防犯カメラ修繕費補助金(以下「修繕費補助金」という。)の交付については、川口市補助金等交付規則(昭和50年規則第24号)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 修繕費補助金の交付対象となる者は、防犯カメラを管理する町会・自治会(以下「町会等」という。)であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 川口市防犯カメラの設置及び運用に関する基準(平成28年4月1日制定)に適合した防犯カメラ管理規程(以下「管理規程」という。)を策定していること。
- (2) 防犯カメラの修繕については、修繕費補助金の交付申請を行った年度に着手し、当該年度内に完了できるものであること。
- (3) 防犯カメラの修繕に対し、他の法令等により、国、県又は市から同種の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 川口市防犯カメラ設置費補助金交付要綱(平成28年防犯対策室決裁)に規定する補助金の交付を受けた者であって、設置した防犯カメラについて、設置費補助金の交付を受けた年度から起算して5年間運用実績のあるもの。
- (5) 修繕費補助金を既に活用した防犯カメラについては、活用した年度から5年間運用実績のあるもの。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、防犯カメラ修繕に関する事業であって、以下の各号に掲げるすべての要件を満たすもののうち、別表1に掲げる経費とする。

- (1) 川口市防犯カメラ設置費補助金を活用し、設置した防犯カメラであること。
- (2) 設置した防犯カメラの正常な機能保持が困難であること。
- (3) 公道等を撮影するものであること。
- (4) 撮影された画像のうち道路、公園、その他不特定多数の者が利用する場所の

画像の面積が概ね3分の2以上であること。但し、周辺の建物の形状等から困難な場合は、画像の2分の1以上とする。

(5) マンション等の住宅、駐車場、事業所、神社、仏閣等の私有財産の管理に供せられる場所を撮影するものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、保守管理費その他維持管理に係る費用については、補助の対象としない。

(補助金額)

第4条 補助金額は、予算の範囲内において、防犯カメラ修繕1箇所につき修繕費の4分の3以内で、150,000円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 交付申請をしようとする町会等は、様式第1号の防犯カメラ修繕費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ修繕計画書
- (2) 防犯カメラ修繕場所の位置図
- (3) 防犯カメラの仕様書等
- (4) 見積書の写し
- (5) 防犯カメラ管理規程
- (6) 現況の写真
- (7) その他市長が認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の申請があった場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは補助金の交付の決定をするとともに、様式第2号の防犯カメラ修繕費補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(事業内容の変更)

第7条 前条の規定により補助金を交付する旨の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に、変更が生じたときは、速やかに様式第3号の防犯カメラ修繕費補助金変更申請書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定の通知を受けた町会等は、当該事業が完了したとき、遅滞なく様式第4号の防犯カメラ修繕費補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 修繕が完了したことがわかる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る報告書類を審査するとともに、実地に調査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第5号の防犯カメラ修繕費補助金確定通知書により町会等に対し通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第10条 補助金の確定の通知を受けた町会等は、様式第6号の防犯カメラ修繕費補助金交付請求書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ修繕費補助金確定通知書の写し

(交付の時期)

第11条 市長は、補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに交付するものとする。

(機能保持の義務)

第12条 補助金の交付を受けた町会等は、当該防犯カメラの正常な機能維持に努めなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

補助対象経費	補助対象外経費
<p>(1) 映像撮影機器（カメラ）、映像記録機器（ハードディスクレコーダー等）又はその他の防犯カメラシステムを構成する機器の修繕に要する経費</p> <p>(2) 防犯カメラ設置表示板等の修繕及び取付工事費</p> <p>(3) 上記機器修繕又は取付工事に要する経費</p> <p>(4) その他市長が特に必要があると認めるもの</p>	<p>(1) 既存の設備の撤去のみに要する経費</p> <p>(2) 土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費</p> <p>(3) 防犯カメラシステムを維持管理（電気料及び賃借に要する経費を含む）することに要する経費</p>